

## 介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて

### <介護職員等特定処遇改善加算について>

令和元年度の介護報酬改定により『介護職員等特定処遇改善加算』が創設されました。こちらの加算を受けるためには、以下の算定要件を満たす必要があります。

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みについて「見える化」を行っていること

#### 「見える化」について

介護職員等特定処遇改善加算を算定するためには、処遇改善の取り組みについての見える化を行う必要があります。処遇改善加算の算定状況や、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組みを情報公表制度や事業者のホームページを活用するなど、外部から見える形で公表することになっています。

※詳細については、介護職員等特定処遇改善加算（厚生労働省資料）をご確認ください。

## < 職場環境要件の提示 >

特定加算の取得状況及び処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示します。

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援 (研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	資格取得のための必要な受験料や研修費等の費用を補助することにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	研修(初任者研修、実務者研修、喀痰吸引、認知症ケア)の受講やキャリア段位制度と人事考課が連動している。
労働環境・処遇の改善	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年に1回(夜勤を行う者は2回)健康診断を実施している。年に1回ストレスチェックを実施し、精神的負担の早期発見、対応に努めている。また、年次有給休暇の取得を推進している。職員休憩室・敷地内に喫煙所を整備している。
その他	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への登用制度を活用し、正規職員への転換を図っている。